

4、GP資機材認定「含浸型洗淨布」

日本ボールドウイン株式会社
第三事業本部 浅野宏哉

含浸型ブランケット洗浄布
「プリパック／スーパーパック」



世界の印刷業に参画するゴールドウィンググループ
日本ゴールドウィング株式会社

[illegible]



GP資機材認定製品

- プリパック／スーパーパック油性用
- プリパック／スーパーパックUV用
- プリパック／スーパーパック油性・UV兼用

認定年月日:2012年12月10日



弊社製洗浄布プリパック／スーパーパックの 安全性について

- 弊社が製造販売する洗浄布には、PRTR法で規制されている化学物質は使用しておりません。: 非該当
- 厚生労働省より、以下の規則、指針に即した確認、対策要求あり。
 - 「特化則」－弊社全洗浄布製品: 非該当
 - 「がん原性指針」－弊社全洗浄布製品: 非該当
 - 「有機則」－弊社全洗浄布製品: 非該当



ブランケット洗浄装置

- ウエット布自動洗浄方式
- ドライ布自動洗浄方式
- ブラシ自動洗浄方式
- 手拭き洗浄方式



コンバージョン！！

(ブランケット自動洗浄装置含浸化改造工事)

1、洗浄効率アップ

洗浄安定、時間短縮、ムラ解消、ヤレ削減

2、メンテナンス減少

メンテ軽減、生産能力・稼働時間の安定

3、工場内環境向上

低VOCによる作業環境改善

洗浄剤節減による省コスト化

※ボールドウイン製洗浄装置に限ります。



BALDWIN洗浄布優位性①

- 洗浄装置/システムの開発メーカー！
 - ⇒印刷機の構造、ブランケット汚れのメカニズムを熟知。
 - ⇒テクニカルサービスは365日24時間サポート。
 - ⇒装置＋布のトータルメンテナンスが可能。
 - ⇒技術トラブル対応可能。



BALDWIN洗浄布優位性②

- 洗浄能力が高い！！
 - 長年の販売実績から、他社の様々な事例を持ち合わせたノウハウがある。
 - ⇒最適の「布」＋「液」＋「洗浄プログラム」の組み合わせが出来る。
 - ⇒洗浄布消費量少！
 - ⇒ヤレ少！！
 - ⇒均一含浸による洗浄の安定。



BALDWIN洗浄布優位性③

■ 環境に良い！！

⇒クリオネマーク取得(クリオネ対象製品のご案内)

当社のウェットタイプ洗浄布スーパーパック/プリパックがE3PA環境保護印刷推進協議会が定める認証基準のクリオネマークゴールドに対応する資機材として認定されました。

詳細につきましては、以下のページをご覧ください。

<http://www.baldwin.co.jp/products/environment.php>



クリオネ対象製品

当社のウェットタイプ洗浄布
“スーパーパック/プリパック”はE3PA
環境保護印刷推進協議会が定める認証基準
の「クリオネマークゴールド」に対応する
資機材として認定されております。
詳しくは、当社HPをご覧ください。

[http://www.baldwin.co.jp/products/
environment.php](http://www.baldwin.co.jp/products/environment.php)

日本ボールドウィンは今後も環境に
やさしい製品、サービスの提供に努めて
まいります。

Sustainability

E3PA

環境保護印刷登録証

認証登録番号 : PIN No. X-043

登録事業者 : 日本ボールドウィン株式会社



環境保護印刷

環境保護印刷マーク
：認証ステータス登録基準に定められた排出基準を数値として（GPMの表記）
した上で算出された数値を元に取得する事業者が環境保護印刷マークの取得を
等に必要とすることがある。

認証ステータス : GOLDプラス / GOLD / SILVER

登録日 : 2009年3月3日

環境保護印刷推進協議会
会 長 松 浦 豊



印刷事業所における化学物質による健康障害防止対策のポイント

～有機溶剤中毒予防規則(有機則)への対応を中心に～

- 1 印刷事業所における健康被害防止対策(「印刷事業所安全対策4大原則」)
- 2 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 3 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 4 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 5 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 6 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 7 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解

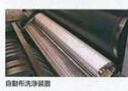
- 1 印刷事業所における健康被害防止対策(「印刷事業所安全対策4大原則」)
- 2 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 3 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 4 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 5 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 6 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解
- 7 有機溶剤中毒予防規則(有機則)の理解

4 作業環境と作業方法の改善(洗浄作業/湿し水管理の事例)

- 換気扇は稼働しない場合は、換気扇等を設置することが望ましい。
- 洗浄作業は湿し水を使用する(有機溶剤の蒸気発生を抑制)。
- 有機溶剤を使用する作業室を区分する(有機溶剤の蒸気発生を抑制)。
- 洗浄液の1回あたりの使用量を削減する(乾燥の工夫、作業手帳化等により必要以上の洗浄液を出さない)。
- 使用済みの洗浄液は必ず密封した容器(密閉)に回収し、廃棄することを要する。
- 作業室が密閉化しない限り、作業室の換気システムを(作業室の換気システムを確保する等)。
- 作業室の換気システムを確保する(作業室の換気システムを確保する等)。
- 湿し水のIPA濃度を5%未満で管理する。またはIPAを使用しない。
- 湿し水管理システムとアルコール自動濃度管理システムを導入し、密閉化、定温、濃度管理を要する。
- 湿し水を使用しない水なし印刷システムへ変更する等。









5 より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替え

- 印刷における洗浄は、労働者に有害性が低く安全な作業です。有機溶剤を洗浄剤で使用する印刷事業所において、より有害性の低いことが分かっている洗浄剤等への切り替えは、ばく露を低減させることができ、労働者の健康を保護することが望ましいとされています。
- 切り替える洗浄剤等より有害性の低いものとするため、次のことを行って下さい。その際、情報に十分で有害性が不明なものは、安全性が確認できない限り、原則として使用しないこととします。
- ① 有害性評価は、安全データシート(SDS/MSDS)によって有害性を評価する(IPA参照)。
- ② 安全データシート(SDS/MSDS)が古いものは不正確な場合は、資料メーカー等に有害性情報を確認する。
- ③ 必要に応じて、他のメーカーの安全データシート(SDS/MSDS)や製品情報から有害性情報を判断材料として有害性を評価する。既に公開している安全データシート(SDS/MSDS)との比較も重要である。
- ④ 印刷事業所(IPA)の換気システム(パイプ)の化学物質(IPA)のモジュール(MSDS)参照。
- ⑤ 印刷事業所から、よく使われる洗浄剤、有害性の比較情報、洗浄剤等の取扱い方法等に関する情報を入手する。
- ⑥ 法令等の規制だけでなく、業界内での取組状況にも留意する。
- 化学物質の有害性、特に、発がん性に関する情報は、これまでに判明したものはごくわずかです。今後もばく露防止と化学物質の正しい取扱いに努めることが必要です。



問い合わせ先

日本ボールドウィン(株) 第三事業本部

担当: 浅野宏哉

〒108-0023 東京都港区芝浦4-9-25

芝浦スクエアビル11階

TEL: 03-5418-6131

Mobile: 090-2553-2596

E-mail: kouya.asano@baldwintech.com

http://www.baldwin.co.jp

ご清聴ありがとうございました。

ご質問はなんなりとお申し付け下さい。